

「岐阜市限定ぎふ旅コイン宿泊キャンペーン」の利用条件について

令和4年7月20日(水)より実施する「岐阜市限定ぎふ旅コイン宿泊キャンペーン」(以下「キャンペーン」という)の対象となる宿泊(以下「旅行」という)について、旅行者及び宿泊事業者における利用条件を次のとおりとします。

1.旅行者について

・キャンペーンを利用するには、下記の条件を満たす「ワクチン接種歴」または「陰性の検査結果」が必要です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">* ワクチン接種歴：3回以上接種し、かつ3回目接種から14日以上経っていること* 陰性の検査結果：確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であること |
|---|

・当日宿泊施設にて「予防接種済証」等又は、陰性の「検査結果通知書」の提示が必要です。また併せて本人確認を行いますので旅行者全員の身分証明書を必ずご持参ください。

・12歳未満の方については、同居する親等の監護者同伴により検査不要です。

・健康上の理由などによりワクチン接種を受けられない方については、検査結果が陰性であることがキャンペーンの利用条件となります。

・検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものをご用意ください。

※抗原定性検査を事業者の管理下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、②検査方法の代わりに使用したキット名、④検査所名の代わりに事業所名を記載。

※旅行の移動前に検査いただけますようお願いいたします。

・予防接種済証等は、撮影した画像や写し等を提示することも可能です。

・条件を満たさない場合(検査結果が陽性的場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、3回目のワクチン接種から14日を経過していない場合等)はキャンペーンの適用対象外となります。

・同行者が条件を満たさない場合もキャンペーンの適用対象外となります。

・確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められません。

- ・ワクチンの効果は完全でなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があります。また、検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性や、偽陰性である可能性もあります。基本的な感染対策を徹底いただき、感染拡大の防止に十分ご配慮いただくようお願いいたします。
- ・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活いただくようお願いいたします。

2. 宿泊事業者について

・キャンペーンを活用した宿泊サービスの提供を実施する宿泊施設においては、岐阜県「ワクチン・検査パッケージ制度」へ登録済であることを必須としています。詳細は岐阜県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/191939.html>) で確認ください。